

包括外部監査結果に対する措置状況

【指摘事項について】

区分	項目	指摘内容	講じた措置等
1.施設の管理について	学校給食センター運営審議会の視察研修について	復命書が作成されていない。視察研修の効果を明らかにするため「復命書」は必ず作成し、その成果を書面で報告する必要がある。	善通寺市職員服務規則第10条のただし書きの規定により口頭による復命ができるようになっているが、確かに、説明責任等の観点からは好ましいとは言いがたいので、復命書を作成する措置を実施した。
2. 契約管理について	給食配送業務委託契約の随意契約の妥当性について	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び善通寺市契約規則第18条の規定でもって随意契約するのは、法令解釈を誤っている。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないとき」の場合に随意契約とすることが出来る。しかし、この規定は包括的規定であるため、随意契約とする積極的理由を明示する必要がある。	平成16年度の契約から地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適さない」とする規定にて随意契約することとし、別途随意契約する理由を明示し契約を締結している。
	給食配送業務委託契約の見積りの妥当性について	企業の健康保険組合や厚生年金基金の財政状況によって保険料が異なることはあるものの、法定福利費の合計利率が標準的料率より3.74%高い。それは個々の企業の問題であり、地方公共団体が負担する理由は見当たらない。見積段階においてその内容を吟味し、不明な点については、根拠資料を提示させる必要がある。ちなみに、標準的料率まで引き下げることができれば、年396千円(消費税課税前)のコストダウンが図られることが判明した。	見積りを徴した段階でその内容をチェックし、不明な点については、問合せなどをし、積算資料の提供、説明を求めることにしている。ちなみに、平成16年度の契約は平成15年度と比較して、年495千円(消費税課税前)減額した委託料で契約を締結している。
	排水処理施設汚泥処理業務委託契約の随意契約の妥当性について	善通寺市契約規則第18条及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定でもって随意契約を締結するのは法令解釈を誤っている。従って、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当しないのであれば、随意契約はできないので、競争入札により委託業者を選定する必要がある。	平成16年度の契約から産業廃棄物許可業者による競争入札に改善している。また、指摘事項以外ではあるが、産業廃棄物の排出事業者は、最終処分まで確認することが義務付けられているため、産業廃棄物管理表(マニフェスト)による方法に、平成16年度から事務処理を改善した。

区分	項目	指摘内容	講じた措置等
2. 契約管理について	食缶冷却装置等購入契約の随意契約の妥当性について	平成12年度に二重保温パッド(保冷用食缶)、和物機、急速凍結庫、真空冷却機改良、冷水循環式作業台を「食缶冷却装置等」として随意契約で購入している。その理由を食缶洗浄機との関連としているが、二重保温パッドを除いて、いずれも洗浄機との関連性は低い。また、食缶洗浄機は食缶の形状・性質に関係なく洗浄が可能であり、二重保温パッドを洗浄機と同一メーカーにする理由は見当たらない。これらのことから、「食缶冷却装置等」を随意契約とする理由は不適切であるため、競争入札により購入する必要があると判断する。	多品目の物を購入する場合、同一業者の方が全体として安価になる場合もあるが、それぞれを競争で購入する方法等を比較検討して実施することとする。法的妥当性はもちろんのこと、良い品物をいかに安価にて購入するかの視点を踏まえて実施していくこととする。
	フードスライサー購入契約の随意契約の妥当性について	善通寺市契約規則第18条及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定でもって随意契約を締結するのは法令解釈を誤っている。従って、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当しないのであれば、随意契約ではなく、競争入札にて購入業者を選定する必要がある。	平成16年度から全市的に入札・契約制度の改善を実施しているため、この改善制度に基づき法的に適正に実施していく。
3. 補助金の支出の合理性について	学校給食会に対する補助金の支出の合理性について	地方自治法第232条の2は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助することが出来る。」と規定している。しかしながら、学校給食会の収支状況は均衡しており、平成15年度末9653千円の積立金を有している現状から見れば、当該補助金の支出する必要性はないと判断する。従って、当該補助金200千円に支出の合理性はなく、廃止する必要がある。	平成17年度において、学校給食会理事会等で説明し、理解を得た上で平成18年度から廃止することとする。

区 分	項 目	指 摘 内 容	講じた措置等
4. 給食費の徴収管理について	給食費の収支管理の妥当性について	徴収した給食費は、その年度の食材購入に充当し、給食に反映させるべきものである。そのためには、学校栄養職員に一定の権限を持たせる等により、適時の献立変更を可能にする仕組みを構築する必要がある。また、やむを得ない事情により給食費が余った場合などは価格調整基金へ積み立てることにより、不測の事態に備えることが望ましい。	徴収した給食費は、食材費として、パン、米飯、牛乳、副食等の代金に充当すべきものである。余る場合だけでなく、天候不順などにより野菜類の高騰などにより不足する場合もある。このようなことから、台風襲来などによる給食停止の場合などは、献立変更をして対応している。今後は給食停止の場合だけでなく、野菜類の高騰などにも対応するため、学校などの連絡を密にして適宜・適切に献立変更を実施していきたい。
5. 食材の購買管理について	仕入れ業者の登録について	平成15年度の登録業者のうち一社について、一部書類が入手されていない。入手を徹底する必要がある。	登録申請時の添付書類のチェック・確認体制を強化するとともに、不足書類がある場合には、期限を定めて提出を求めるなどの措置をしている。
	食材の入札について	最低価格でない業者から購入する場合には合理的な選定理由が記載されていない。入札により最低価格でない業者からの物資を選定した場合には「業者見積一覧表(入札用)」等に合理的理由を記載し、責任者が承認印を押印しておくことが必要である。	食材の入札においては、品質や納入形態、調理施設設備の関係等で価格以外の要件で選定した場合には、指摘があった次の月から選定理由を記録するなどの改善をしている。
	仕入れ業者の契約締結について	幼稚園の給食に係るパン加工業者及び委託炊飯業者との間において、従来から契約書を締結していないことが判明した。無用のトラブルを避けるためにも契約書を締結することが必要である。	平成17年度から幼稚園の委託炊飯及びパン購入に関する契約を締結している。また、小学校・中学校の給食についても、香川県学校給食会が契約を交わしていない基準パン以外のパン委託加工についても契約を締結する改善をしている。
	入札決定単価と納入伝票との照合について	納入伝票に記載されている実際の納入単価と入札決定単価との照合漏れが判明した。照合が行われなければ、入札自体が無意味になってしまい、高い金額で購入するリスクが生じる。従って、「納入伝票」記載されている納入単価と入札単価との照合は確実にを行う必要がある。	平成17年度から学期入札物資(主に調味料、油など)及び毎月入札物資(主に野菜果物、魚、肉類など)の落札業者との間で、単価契約を締結するように改善し、その契約書に別紙として添付する単価価格表を利用し、学校給食担当者だけでなく、庶務担当(学校栄養職員)の少なくとも2回チェックする体制へと強化した。

区 分	項 目	指 摘 内 容	講じた措置等
6. 食材の在庫管理について	食材在庫の棚卸計上漏れについて	決算日末日の在庫品を正確に理事会に報告することは、理事会にとって徴収した給食費が適正に使用されていることを判断する上で重要である。保管食材が網羅的に在庫品として把握できる実地棚卸方法を確立すべきである。	毎月入札後に物資発注前の調査と月末調査を実施しているが、特に年度末は、学校給食担当と調理員との2人で調査することに改めている。
7. 貯蔵品及び有形固定資産管理について	備品の廃棄処理方法について	既に現物が廃棄済みであるにも関わらず、廃棄処理が行われていないために「備品台帳・備品現在高調書」から削除されていないものが発見された。	既に、指摘分については、廃棄処理手続を完了させている。再度、調理場外の倉庫等に廃棄処理のできていない備品の有無の調査を継続的に実施している。
	遊休資産及び使用不能備品について	食器・食缶消毒保管庫は、平成7年に4台購入し、そのうち1台については平成11年度の食器等改善事業に伴いスペース等の関係で撤去したものである。現在は調理場外に移設し、食器籠等の保管庫として使用している。また、廃食油燃料化機は、リサイクル事業の一環として、平成11年度に導入し、設置後数年稼働させていた。しかし、精製したBDFを燃料として使用していた収集車(未来クルパーク所有)に度重なるトラブルが発生したため、製造を中止している。いずれの機械も機能的には使用可能な状態であるため、売却も含め、早急に今後の有効利用を図るための検討を行う必要がある。	食器・食缶消毒保管庫については、購入後概ね10年近く経過しているため、現在も同時に購入した物を3台使用しているので、使用している保管庫が故障の場合の部品をとる方向で検討している。また、BDF燃料化機については、貯まっていた処理・処分すべき廃食油の処分も終り、現在排出される廃食油についても処理ルートも出来ているので、どのような活用方法があるか引き続き検討していきたい。